

令和元年度裾野市農業委員会 1月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年1月10日(金) 午後3時30分から午後4時30分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	柴島 徹夫
2	杉山 邦利	8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
4	鈴木 昭子	10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳	11(副会長)	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 杉本一之 書記 中村健児 書記 市川智子

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

4	鈴木 昭子	5	手綱 史芳
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第14号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消しについて
- (2) 報第15号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて
- (3) 報第16号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (4) 議第38号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第39号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第40号 農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和元年度裾野市農業委員会1月総会を開会します。
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、4番 鈴木昭子委員、5番 手綱史芳委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の市川智子氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第14号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消しについて

- 事務局 はい。報第14号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消しについて
(議案朗読)
- 議長 ただ今の報第14号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)
- 議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、報第15号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて事務局
から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。報第15号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて
(議案朗読)
- 議長 ただ今の報第15号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)
- 議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、報第16号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理につい
て、事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。報第16号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
(議案朗読)
- 議長 ただ今の報第16号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)
- 議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、議第38号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1、
事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議第38号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)
- 議長 続きまして、地区担当委員 6番 勝又実佐男委員から議案について説明をお願いし
ます。
- 地区担当委員 申請地は、岩波郵便局から南西に約200mのところに位置しています。申請地は農
用地区域内にある農地です。面積は1,438㎡で、地目は登記簿、現況共に畑です。
申請地は、昭和47年に渡人が相続により取得し、耕作をしてきました。しかし、
渡人も高齢となり、中心となって耕作管理をしていくことが難しくなったため、息子
である受人に贈与することにしました。
耕作は受人が中心となり、妻と両親がそれを手伝います。本人は35年、父は60年、
母は40年の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。
農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。申
請地取得後の経営農地は6,488㎡で、下限面積を満たしています。通作に係る時間は

自宅から車で7分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。耕作計画によると、露地野菜を作付する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第38号番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それではお諮りします。議第38号番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第38号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第38号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊秀行委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、市一般廃棄物最終処分場の東側に位置しています。申請地は農用地区域内にある農地です。面積は213㎡で、地目は登記簿が田、現況が芝畑です。

申請地は、平成13年に渡人が相続により取得しました。しかし、市外に住んでおり耕作が難しく、財産処分の中で耕作管理してくれる人を探しておりました。

そこで、受人が申請地を購入し維持管理を行っていくことで話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は受人と妻で行いますが、受人50年、妻45年の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。申請地取得後の経営農地は4,697.63㎡で、下限面積を満たしています。通作に係る時間は自宅から車で5分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、芝を作付する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

事務局

一つ補足させていただきます。

農地法第3条第2項第1号の規定により、「権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者が、その取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」には許可することが出来ないとされています。受人の所有する農地のうち、1筆が農転の手続き

を経ずに自宅敷地の一部となっており、この規定に抵触する可能性があります、それ以外の農地についてはきちんと耕作管理されており今回の申請地もきちんとした管理が見込まれること、渡人の財産整理の必要性等を考慮すると、事務局では許可相当と判断いたしました。県農地利用課にも、この判断について確認しております。

議 長 　　ただ今の議第38号番号2について 質疑等がありましたらお願いします。

飯塚芳正委員 　　現場は航空写真のみではなく現地を確認しましたか。

事務局 　　現地に行き、宅地の一部として利用されていることを確認しました。

高草富一委員 　　申請地は面積が小さいが、受人は本当に管理するのでしょうか。荒らさないか心配です。

渡邊秀行委員 　　昔からよく知っている方ですが、元々農協の職員でもあり、熱心に農業を行う方なので心配はないかと思えます。

岡田廣正委員 　　私も知っている方ですが、農業に関して熱心で信頼できる方だと思います。服部委員は農協勤務時代に一緒に仕事をしていると思うので、人となりについてはよくご存じではないでしょうか。

服部敏淳委員 　　はい。農協勤務時代一緒に仕事をしたことがありますが、農協職員であるからには営農についてよく知っていなくてはいけないと、朝5時から自主的に農家に出向き、農業について勉強をしに行くなど、皆さんのおっしゃる通り非常に熱心で真面目な方です。農地を荒らすことはまずないと思えます。

議 長 　　他に質疑等がありましたらお願いします。

　　それでは、お諮りします。議第38号番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

　　それでは、全会一致で決定することに決定します。

　　続きまして、議第38号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。

　　はい。議第38号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3 (議案朗読・投影写真により説明)

　　続きまして、地区担当委員 1番 荻田能文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

　　申請地は、主要地方道富士裾野線、通称須山街道上にある遠藤医院から西に約60m入ったところに位置しています。

　　申請地は農業振興地域内にある農地です。面積は三筆合わせて784㎡で、地目は登記簿が畑、現況が休耕地です。

　　申請地は、平成21年に渡人が相続により取得しましたが、高齢であり、申請地の維持管理が行えないため、維持管理を行ってくれる人を探していました。

　　そこで、受人が申請地を購入し耕作を行っていくことで話がまとまり、申請に至っ

たものです。

耕作は受人と両親、祖母で行いますが、本人10年、父50年、母35年、祖母70年の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。申請地取得後の経営農地は6,639㎡で、下限面積を満たしています。自宅隣地のため、通作に時間はかかりません。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、露地野菜を作付する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第38号番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それではお諮りします。議第38号番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第39号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第39号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 永田榮泰委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、金沢堤の約120m南西側に位置します。

現況は芝畑となっています。

借人は、貸人の娘夫婦であり、以前生活していたトヨタ自動車㈱の社宅が取り壊されることをきっかけに自己住宅を建築する土地を探しており、貸人である父に相談したところ使用貸借について承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、平成31年4月に農振除外の申出があり、5月農業委員会全員協議会で除外についての同意をしているものです。

農振除外後の申請地は第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

西側・南側は道路、北側・東側は貸人の農地に接しています。申請地を分筆するため、周囲の測量を行ったところ、貸人農地南側が道路内民地であることが判明したため、公図上申請地の南側に農地が残っておりますが、現況は道路となっています。

農地との境には、フェンスを設置し、敷地内は自然浸透となります。排水は合併浄化槽を経由し、雨水と共に東側水路へ放流します。排水管は申請地と水路の間に残る貸人農地へ埋設するため、農地法3条申請で区分地上権を設定する見込みですが、申請が間に合わなかったため、次回総会議案となります。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 　　ただ今の議第39号番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それではお諮りします。議第39号番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。
　　続きまして、議第39号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第39号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　　続きまして、地区担当委員 7番 西島美津代委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　　申請地は、市営プール南側に位置します。
　　本件は、令和元年11月総会議案として審議し、承認済でしたが、都市計画法の手続きを進める中で、建築物の配置計画及び駐車場計画の変更が生じたため、申請者からの取消願が提出され、変更後の内容で改めて農地法5条の許可申請書が提出されたものです。現況は休耕地となっています。
　　受人は、現在妻と子2人、妻の両親の計6人で暮らしており、店舗を借りて美容院を営んでおります。子供の成長と共に現在の住まいでは手狭となったため、店舗併用住宅を建てる計画をしました。一方、渡人は東京に住んでいて申請地の管理が出来ずに困っており、受人との間で話がまとまったため申請に至りました。
　　申請地周辺は、市街地の程度までに宅地化が進行し、住宅等の施設が連たんしている地域となっており、宅地化の状況が省令で定める程度に達している地域であることから、申請地は第3種農地に区分されます。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。
　　転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。また、申請地は市街化調整区域ではありますが、店舗併用住宅の計画について市まちづくり課との協議の上許可される見込みが立っており、他法との調整が図られていることから、一般基準を満たしていると考えられます。
　　この案件は都市計画法上の開発行為に該当するため、農地法5条と開発行為の同時許可となります。
　　北側は道路、南側は水路、東側は資材置場敷地転用見込地及び河川、西側は宅地に接しています。
　　資材置場との境にはフェンスを設置します。敷地内は砕石敷きを計画しており、雨水は南東側の雨水桝に集め河川へ放流します。排水は、合併浄化槽を経由し、東側河川へ放流します。
　　隣接する農地は無く、周囲への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今の議第39号番号2について 質疑等がありましたらお願いします。

勝又俊博委員 　　敷地への進入路はどこになるのでしょうか。

事務局 　　案内図2 ページ矢印①のところ、北側道路からの進入となります。

- 高草富一委員 万が一河川側法面が崩れた場合、農業委員会の責任を問われることはないのでしょうか。
- 事務局 開発行為の許可が必要な案件なので、構造的な部分は担当部署であるまちづくり課で審査します。コンクリートブロック積み及びフェンスを新設し、法面部分に立入りが出来ない計画にはなっています。
- 議長 他に質疑等がありましたらお願いします。
それでは、お諮りします。議第39号番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第39号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議第39号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 (議案朗読・投影写真により説明)
- 議長 続きまして、地区担当委員 7番 西島美津代委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 申請地は、市営プール南側に位置します。現況は休耕地となっています。
貸人は、東京に住んでいて申請地の管理が出来ず困っておりました。
借人は、建設業を営んでおり、建築資材等を保管するための資材置場を探していたところ、両者が合意したことから申請に至りました。
申請地周辺は、市街地の程度までに宅地化が進行し、住宅等の施設が連たんしている地域となっており、宅地化の状況が省令で定める程度に達している地域であることから、申請地は第3種農地に区分されます。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される見込みがあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。
北側は道路、東側は河川、西側・南側は店舗兼住宅敷地転用見込地に接しています。
申請地は、土地の形状を変更せず、住宅建材や足場材置場として利用する予定です。
雨水は自然浸透とし、法面を含む申請地の草刈りは借人が定期的に行います。
隣接する農地は無く、周囲への影響は少ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 ただ今の議第39号番号3について、質疑等がありましたらお願いします。
- (質問、意見等 なし)
- 議長 それではお諮りします。議第39号番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第40号 農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第40号 農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1（議案朗読・投影写真により説明）

議長 続きまして、地区担当委員 6番 勝又実佐男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、富岡保育園から約350m北西に位置します。
現況は田及び畑で、面積は3筆合計1,024㎡です。
貸人の眞田さんは高齢で、家も申請地から遠く、耕作管理に支障をきたしておりました。借人の土屋さんは申請地のすぐ東側に住んでおり、耕作面積を拡大したいと考えており、両方で話がまとまったため、申請に至ったものです。
土屋さんの経営面積は1,944㎡で、水稻や露地野菜を栽培するなど、経営農地は全て効率的に管理されております。また、耕作管理は主に借人と妻で行いますが、両名とも約40年の農業経験があり、十分な農機具も保有しているため、営農に支障はありません。
設定する期間は5年間で、賃貸借料は10a当たり20,000円です。
利用権設定地では、水稻及び露地野菜を作付すると聞いております。
現状も有効に活用されており、特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長 ただ今の議第40号番号1について 質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは、お諮りします。議第40号番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

以上で、全ての議案が終了しました。これをもって令和元年度裾野市農業委員会1月総会を閉会します。

令和2年1月10日 (会議録署名人)

4番署名人

鈴木 昭子

5番署名人

手綱 史芳